

平成27年度

公民館分館活動のあり方についての骨子

(案)

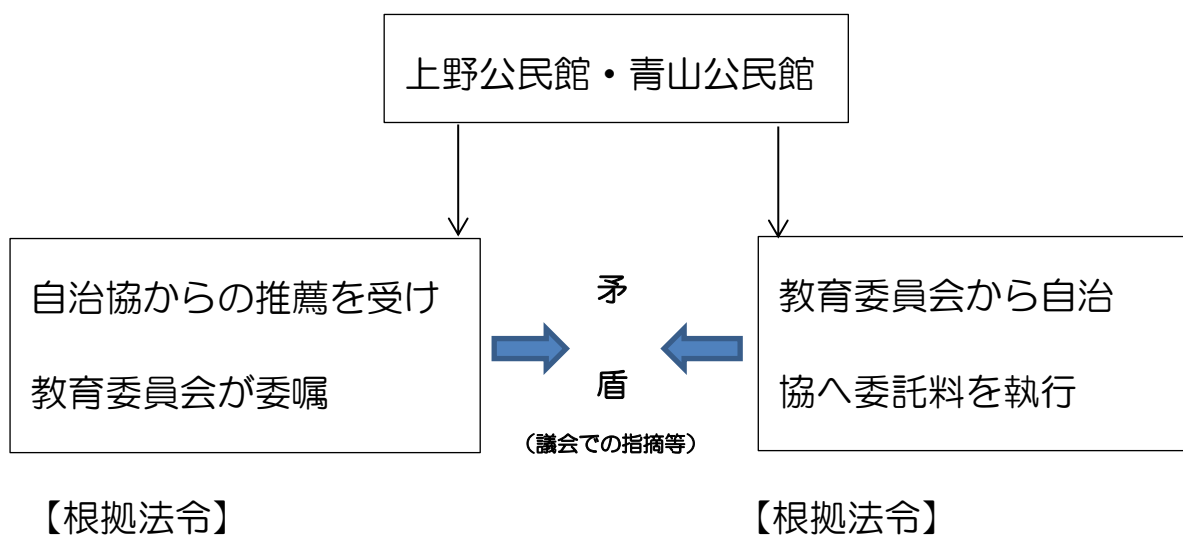
平成28年3月28日

教育委員会中央公民館

★これまでの経緯

上野・青山地域はエリアが広く、公民館活動は小学校区単位等で行われてきたため、伊賀市として合併した際には、旧市町村の拠点公民館を地区館、それ以外を分館として位置づけ、地区館には正規職員を配置して、教育委員会が直営で運営してきた。一方で、分館には嘱託職員を配置し、各住民自治協議会との委託契約により、委託料を自治協等へ執行して公民館活動を行なってきた。

☆当面の課題



社会教育法第21条・27条

伊賀市公民館条例第2条・3条

伊賀市地区公民館分館規則第4条

○解決していくための方向性

第1段階（27年度）

分館の位置付けの廃止や委託料執行の廃止等様々な方向性を検討したが、どれも課題となっている矛盾を解消することには至らないため、当面の間は、少しでも現行の制度を透明性のあるものに改善していくことで、市民への説明責任を果たしていきたい。

① 伊賀市地区公民館分館規則の改正

旧：（職員等）

第4条 4 館長は、分館の行う各種事業の企画及び実施その他必要な事務を行う。

新：（職員等）

第4条 4 館長は、分館事業に必要な事務を行う。

② 上野分館業務委託契約書の内容変更

旧：（委託業務）

第1条 甲は、〇〇公民館活動に関する業務を乙に委託するものとする。

2 前項に規定する業務は、伊賀市地区公民館分館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第28号）第3条に定める事業及び第5条に定める庶務（以下「業務」という。）とし、乙はこれを適切に行わなければならない。

新：（委託業務）

第1条 甲は、〇〇公民館活動に関する業務を乙に委託するものとする。

2 前項に規定する業務は、伊賀市地区公民館分館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第28号）第3条に定める事業並びに第5条第2号に定める分館の経理業務及び同条第5号に定める分館の備品管理業務（以下「業務」という。）とし、乙はこれを適切に行わなければならない。